

高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証 更新のお知らせ

保険年金課保険給付係 ☎(63)2166



鹿沼市国民健康保険高齢受給者と後期高齢者医療被保険者のみなさんに、7月末に新しい高齢受給者証・被保険者証を送付します。

	高齢受給者	後期高齢者
対 象 者	70歳から74歳までの人 (鹿沼市国保以外の健康保険に加入している人には、その保険者から高齢受給者証が交付されま す)	75歳以上の人(65歳以上75歳未 満で広域連合の障害認定を受 けた人を含む)
負担区分更新時期	毎年8月1日(前年の所得により判定)	
医療機関での 自己負担割合	1割(現役並み所得者は3割) ただし、平成24年4月からは2割 (現役並み所得者は3割)	1割(現役並み所得者は3割)
	現役並み所得者とは(3割負担の人) 同じ世帯に、23年度の市民税課税所得が145万円以上の国保高齢受給者(後期高齢者)がいる人	
自己負担割合の軽減	現役並み所得者(3割負担の人)で、22年中の収入の合計額が下記の要件に該当する場合は、 申請により負担割合が1割に軽減されます。	
	1. 同じ世帯に国保の高齢受給者が2人以上いる場合 ・ 該当者の収入合計が520万円未満 2. 同じ世帯に国保の高齢受給者が1人だけの場合 ①本人の収入額が383万円未満 または ②本人の収入額が383万円以上で、同じ世帯の後期高齢者医療への移行で国保を抜けた人を含めた収入が520万円未満	1. 同じ世帯に後期高齢者医療被保険者が2人以上いる場合 ・ 該当者の収入合計が520万円未満 2. 同じ世帯に後期高齢者医療被保険者が1人だけの場合 ①本人の収入額が383万円未満 または ②本人の収入額が383万円以上で、同じ世帯の70歳~74歳の人を含めた収入が520万円未満